(別紙1)

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の施行について必要な事項を 定める要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、以下に掲げる条例及び規則の施行に関し必要な事項を定める。
 - (1)鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)
 - (2)鳥取県介護保険施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第77号)
 - (3)鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第78号)
 - (4) 鳥取県居宅介護支援事業に関する条例(平成26年鳥取県条例第52号)
 - (4-5)鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第23号)
 - (5-6)鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第24号)
 - (6-4)鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第25号)
 - (8) 鳥取県居宅介護支援事業に関する条例施行規則(平成27年鳥取県規則第37号)

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の趣旨及び内容)

第2条 前条第1号及び第<u>4.5</u>号の趣旨及び内容については、別に定めるもののほか、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

(鳥取県介護保険施設に関する条例等の趣旨及び内容)

- 第3条 第1条第2号の別表第1及び同条第<u>5</u>4号の別表<u>第</u>1の趣旨及び内容については、別に定めるもののほか、 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企43号厚生省老人保 健福祉局企画課長通知)に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。
- 2 第1条第2号の別表第2及び同条第<u>5</u>号の別表<u>第</u>2の趣旨及び内容については、別に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年3月17日老企44号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

(鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例等の趣旨及び内容)

第4条 第1条第3号及び第<u>6</u>子号の趣旨及び内容については、別に定めるもののほか、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

(鳥取県民宅介護支援事業に関する条例等の趣旨及び内容)

第5条 第1条第4号及び第8号の趣旨及び内容については、別に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業 の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)に 定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則における別の定め)

第<u>5</u>条 第2条において別に定めることとした別表1の表の左欄に掲げるものについては、それぞれ同表の右欄に掲げるところによるものとする。

(鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則における別の定め)

第<u>6</u>7条 第3条において別に定めることとした別表2の表の左欄に掲げるものについては、それぞれ同表の右欄に掲げるところによるものとする。

(鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則における別の定め)

第<mark>78条</mark> 第4条において別に定めることとした別表3の表の左欄に掲げるものについては、それぞれ同表の右欄に掲げるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

<u>附 則</u>

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月 日から施行する。

別表(第5条から第7条関係)

1 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則

左欄				-t188
規則別表	項	号		右欄
1 訪問介護	従業者の配置	第4号	知事が定める 者	厚生労働大臣が定めるサービス提供責任 者(平成24年厚生労働省告示第118号) に規定する厚生労働大臣が定める者とす る。
6 通所介護	サービスの提供	第9号	知事が別に定 めるところ	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に 係る利用料等に関する指針(平成17年厚 生労働省告示第419号)の定めるところ によるものとする。
7 通所リハビリ テーション又 は介護予防通 所リハビリテ ーション	サービスの提供	第8号		居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に 係る利用料等に関する指針(平成17年厚 生労働省告示第419号)の定めるところ によるものとする。
8 短期入所生活 介護又は介護 予防短期入所 生活介護	サービスの提供	第 15 号		居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に 係る利用料等に関する指針(平成17年厚 生労働省告示第419号)の定めるところ によるものとする。
9 短期入所療養 介護又は介護 予防短期入所 療養介護	サービスの提供	第 14 号		
8 短期入所生活 介護又は介護 予防短期入所 生活介護	サービスの提供	第 15 号	知事 <mark>がの</mark> 定め る基準	厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)の定めるところによるものとする。
9 短期入所療養 介護又は介護 予防短期入所 療養介護	サービスの提供	第 14 号		
9 短期入所療養 介護又は介護 予防短期入所 療養介護	サービスの提供	第7号	知事が別に定 める基準	- ※現時点で、知事が別に定める基準は策 定予定なし。(次回改正時に削除の方 向)-
	サービスの提供	第7号	知事が別に定 めるもの	厚生労働大臣が定める療法等(平成12年 中厚生省告示第124号)に定める特殊な 療法又は新しい療法等とする。

サービスの提供	第7号	知事が別に定	指定短期入所療養介護事業所、介護老人
		める医薬品	保健施設 <u>、及び</u> 指定介護療養型医療施設
			<u>及び介護医療院</u> 並びに指定介護予防短期
			入所療養介護事業所の医師の使用医薬品
			(平成 12 年厚生省告示第 125 号)に定め
			る医薬品とする。
•	サービスの提供	サービスの提供 第7号	

2 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則

左欄				右欄
別表 <u>第</u>	項	号		∕□ f(興)
福祉施設	サービスの提供	第33号第27号	知事が別に定 めるところ	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に 係る利用料等に関する指針(平成17年厚 生労働省告示第419号)の定めるところ
施設	サービスの提供	第31号第27号		によるものとする。
3 <u>介護医療院</u>	サービスの提供	第 31 号		
1 指定介護老人 福祉施設	サービスの提供	第 33 号 第 27 号	知事 <mark>が別に</mark> の 定める基準	厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平
2 介護老人保健 施設	サービスの提供	第31号第27号		成 12 年厚生省告示第 123 号) の定めると ころによるものとする。
<u>3</u> <u>介護医療院</u>	サービスの提供	第 31 号		
福祉施設	サービスの提供	第 30 号 第 24 号	知事が別に定 める感染症 <u>、</u> みび食中毒 <u>又</u> <u>は熱中症</u> の発	厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒 の発生が疑われる際の対処等に関する手 順(平成18年厚生労働省告示第268号) によるものとする。
2 介護老人保健施設	サービスの提供	第 28 号 第 24 号	生が疑われる 際の対処等に 関する手順	
3 介護医療院	サービスの提供	第 28 号		
2 介護老人保健施設	サービスの提供	<u>第7号</u> 第5号	知事が別に定 めるもの	厚生労働大臣が定める療法等(平成12年 厚生省告示第124号)に定める特殊な療 法又は新しい療法等とする。

3	介護医療院	サービスの提供	<u>第7号</u>		
2	介護老人保健	サービスの提供	<u>第7号</u>	知事が別に定	指定短期入所療養介護事業所、介護老人
-	施設		第 5 号	める医薬品	保健施設 <u>、<mark>及び</mark></u> 指定介護療養型医療施設
					<u>及び介護医療院</u> 並びに指定介護予防短期
3	介護医療院	サービスの提供	第7号		入所療養介護事業所の医師の使用医薬品
	<u>>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		210		(平成 12 年厚生省告示第 125 号)に定め
					る医薬品とする。

3 鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則

左欄				<i>+-</i> 488
別表	項	号		右欄
指定介護療養型医	サービスの提供	第 29 号	知事が別に定	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に
療施設		第 24 号	めるところ	係る利用料等に関する指針(平成 17 年厚
				生労働省告示第 419 号)の定めるところ
				によるものとする。
				厚生労働大臣の定める利用者等が選定す
				る特別な居室等の提供に係る基準等(平
				成 12 年厚生省告示第 123 号)の定めると
				ころによるものとする。
	サービスの提供	第 26 号	知事が別に定	厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒
		第 21 号	める感染症 <u>、</u>	の発生が疑われる際の対処等に関する手
			及び 食中毒 <u>又</u>	順(平成 18 年厚生労働省告示第 268 号)
			<u>は熱中症</u> の発	によるものとする。
			生が疑われる	
			際の対処等に	
			関する手順	
	サービスの提供	<u>第7号</u>	知事が別に定	厚生労働大臣が定める療法等(平成 12 年
		第5号	めるもの	厚生省告示第 124 号)に定める特殊な療
				法又は新しい療法等とする。
	サービスの提供	<u>第7号</u>	知事が別に定	指定短期入所療養介護事業所、介護老人
		第5号	める医薬品	保健施設 <u>、及び</u> 指定介護療養型医療施設
				<u>及び介護医療院</u> 並びに指定介護予防短期
				入所療養介護事業所の医師の使用医薬品
				(平成 12 年厚生省告示第 125 号)に定め
				る医薬品とする。